

吹田市公民館運営審議会の会議の傍聴に関する取扱基準

制定 平成16年5月18日

(趣旨)

第1条 この基準は、吹田市公民館運営審議会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、会議の傍聴に必要な事項を定めるものとする。

(傍聴)

第2条 会議の傍聴は、傍聴しようとする者の申し出により行う。ただし、次のいずれかに該当するときは、傍聴を許可しないことができる。

- (1) 会議において、吹田市公文書公開条例（昭和61年吹田市条例第32号）第6条第1項各号に定める情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (2) 会議の傍聴により、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生じると認められた場合

2 前項ただし書きの不許可の決定は、議長が当該会議に諮って行うものとする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人名簿に記入しなければならない。

(傍聴の受付)

第4条 傍聴の受付は、会議開始予定時刻の15分前から会議開始時刻までの間行うものとする。

(傍聴人の制限)

第5条 会議を傍聴しようとする者が多数である場合は、必要に応じ、議長はこれを制限することができる。

2 前項の定めにより、傍聴人の人数を制限する場合は、抽選とする。この場合、報道関係者は別枠とする。

(傍聴することができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当するものは、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯び、他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持する者
- (3) 前各号に定める者のほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる物を所持する者

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議に対する示威行為をしないこと。
- (2) 会議における言論に対し、会議場内で意見を述べ、又は拍手その他の方法により可

否を表明しないこと。

(3) 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。

(4) 飲食をしないこと。

(5) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。

(6) 前各号に定めるもののほか、会議の妨害となる行為をしないこと。

(撮影及び録音の禁止)

第8条 傍聴人は、会議を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りではない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの基準に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、傍聴を許可しない決定があったとき、又は退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第11条 傍聴人は、係員の指示に従わなければならない。

(その他の措置)

第12条 議長は、前各条に定めるもののほか、傍聴人について臨機の処置を取ることができる。

(委任)

第13条 この基準の施行に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

附 則

この基準は、平成16年6月1日から施行する。